

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年7月17日		
条例の題名	三重県障害児就学指導委員会条例		公 布 日	平成11年12月24日	
条 例 番 号	平成11年三重県条例第51号		直 近 改 正 日	なし	
所管部局課	教育委員会事務局特別支援教育課		電 話 番 号	059-224-2961	
条例の概要	障がいのある児童及び生徒の適正な就学を図るため、三重県障害児就学指導委員会を設置するものである。			条例の 類型	手続型
視点	項	目	回 答	検 討 内 容	
必要性		条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	障がいのある児童及び生徒の適正な就学を図るため、学識経験者等の多様な意見を反映する必要があり、現在でも妥当性を有している。	
		条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	障がいのある児童及び生徒の適正な就学を図るために必要である。	
		条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
		規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
		条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第138条の4第3項の規定により、条例で定める必要がある。	
適法性		根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第138条の4第3項	
		憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
		条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性		条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	学校教育法施行令第22条の3の規定に基づき、適切な就学指導が実施されている。	
		条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	早期からの一貫した指導と支援の充実を図るために、適切な就学指導が必要である。	
		条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
		条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	障がいの内容、程度等の判定が困難な児童及び生徒の適切な就学指導が困難になる。	
効率性		条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
		条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
		関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性		条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
		条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
		条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他		条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
		市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無